

鳥取県公報

平成 29 年 2 月 10 日 (金) 号外第 8 号

毎週火·金曜日発行

			目 次
\Diamond	条	例	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(2)(人事企画課)・・・・・・3 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
			(3) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(4)(住まいまちづくり課)・・・・5

-----公布された条例のあらまし----

◇職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 育児休業に係る子について定めた条例の規定中引用する児童福祉法の条項を改める。
 - (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 審査分会長及び審査分会立会人の報酬を定めた規定中引用する最高裁判所裁判官国民審査法施行令の条 項を改める。
 - (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県建築基準法施行条例について

- 1 条例の改正理由 母子保健法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 敷地が接する道路に係る制限を設ける建築物を定める規定(別表第1)中引用する母子保健法の用語を 改める。
 - (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める 者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条 第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に 規定する養育里親である職員に委託されている児童 のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に 規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組 によって養親となることができない者とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条 第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に 規定する養育里親である職員に委託されている児童 のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に 規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組 によって養親となることができない者とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改 正 前		
別表第1(第2条、第4条関係)	別	別表第1 (第2条、第4条関係)		
区分 報酬又は給料の額		区分	報酬又は給料の額	
略		略		
審査分会長及び審査分会立 最高裁判所裁判官国	民	審査分会長及び審査分会立	最高裁判所裁判官国民	
会人審査法施行令(昭和	3	会人	審査法施行令(昭和23	
年政令第122号) <u>第</u>	7		年政令第122号) <u>第18</u>	
条第2項の規定に基	づ		条第2項の規定に基づ	
き中央選挙管理会が	È		き中央選挙管理会が定	
める額			める額	
	_		.	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第1 (第6条関係)

2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿 舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護 施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供 施設を除く。)、精神障害者社会復帰施設、保護 施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、 知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホ ーム、母子健康包括支援センター、学校、体育 館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、ス ケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技 場又は公衆浴場の用途に供する建築物

3 • 4 略

別表第1 (第6条関係)

- 2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿 舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護 施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供 施設を除く。)、精神障害者社会復帰施設、保護 施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、 知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホ 一ム、母子保健施設、学校、体育館、博物館、美 術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳 場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナ イトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場 の用途に供する建築物
- 3 4 略

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。